

よくわかる!

参考

こどもの 権利条約

けん り じょう やく
児童の権利に関する条約



企画：法務省人権擁護局／全国人権擁護委員連合会

制作：公益財団法人人権教育啓発推進センター

こどもの権利条約って何？

全世界の全てのこどもたちが幸せに毎日を暮らすことができたらいいと思いませんか。でも、世界には貧しさに苦しんで食べものがない家族もいます。災害や戦争、紛争でふるさとをなくして家族と別れ、学校にも通えないこどもたちがたくさんいます。日本でも、大人にひどい目にあわされたり、嫌なことをされたりするこどもたちがいます。

そのような厳しい状況にある多くのこどもたちがいることから、世界の国々の責任として、こどもの権利をしっかりと守っていくために、1989年につくられたのが「こどもの権利条約」です。どんな内容にしたらよいか、多くの国や国際機関等が長い間話し合って決めました。



こどもの権利条約だから、大人には関係ないの？



そんなことはないよ。こどもを育てるのはまず親の責任だと条約に書かれているよ。だから、大人もこの条約に書かれていることをよく理解して、守っていかなければいけないんだよ。



こどもの^{けん り じょうやく}権利条約では

たと^たえば、下^{した}に書^かかれているようなことが
決^きめられています。



あなたが^{しあわ}幸せ^いに生きていくために
大^{たい}切^{せつ}な^{こと}ばかりです。

差別^{さ べつ}されない

人^{じん}種^{しゆ}や性^{せい}別^{べつ}、使^{つか}う言^{こと}葉^ば、信^{しん}じている宗^{しゅう}教^{きょう}、
お^おや^やがど^どのよ^ような人^{ひと}か、障^{しょう}が^がいの有^う無^む…
ど^どのよ^ような違^{ちが}いがあ^あつても差^さ別^{べつ}されま^ません。
もし、あ^あなたが差^さ別^{べつ}され^くて苦^{くる}しん^でいるなら
助^{たす}けを^{もと}求^{もと}めて^くだ^ださい。

あ^{いち}なたが^{ばん}一^{ばん}番^{ばん}

大^おとな^{とな}は、「あ^あなたにと^とつて最^もも^もよ^よい^いこ^ことは
何^{なに}か」を^をい^いつ^つも考^{かん}え^えな^なけ^けれ^れば^ばな^なり^りま^ません。
あ^あなたの^{じん}人^{せい}生^{せい}は、大^おとな^{とな}の^つ都^ご合^{ごう}だ^だけ^けで決^きめ^めら^ら
れ^れて^てよ^よい^いも^もの^ので^であ^あり^りま^ません。

ま^まも^もら^られる^る命^{いのち}

全^すべ^べの^のこ^こど^ども^もに^には^は生^いきる^{けん}権^りが^があ^あり^りま^ます。
あ^あなたは、す^すこ^こや^やか^かな^{せい}成^{ちよう}長^{ちよう}の^のた^ため^めに、
十^{じゅう}分^{ぶん}な^き教^{きょう}育^{いく}や^し支^{えん}援^うを^を受^うけ^ける^るこ^こと^とが^がで^でき^きま^ます。

い^いけん^{けん}は^{たい}大^{せつ}切^{せつ}

あ^あなたの^い意^{けん}見^{けん}は、あ^あなたの^{ねん}年^{れい}齢^{れい}や^{せい}成^{ちよう}長^{ちよう}に
お^おう^うじ^じて、し^しっ^{そん}か^{ちよう}り^{ちよう}と^と尊^{そん}重^{ちよう}さ^され^れま^ます。
意^い見^{けん}が^があ^あれ^れば、^{つた}伝^{つた}え^えて^てみ^みま^まし^しょう。

第1条

こどもの定義

18歳になっていない人をこどもとします。



第2条

差別の禁止

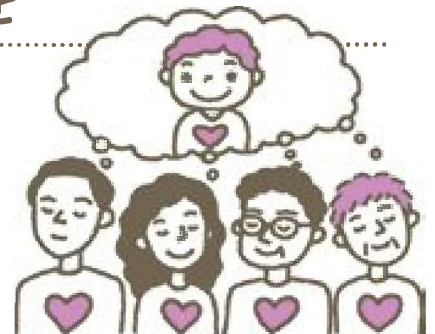
すべてのこどもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。こどもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。



第3条

こどもにもっともよいことを

こどもに関係のあることが決められ、行われるときには、こどもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



だい じょう
第4条

くに ぎ む
国の義務

くに
国は、この条約に書かれた
けんり まも
権利を守るために、必要な
ほうりつ つく
法律を作ったり政策を実
こう
行したりし
なければ
なりません。



だい じょう
第5条

おや し どう
親の指導を
そんちよう
尊重

おや ほ ご しゃ
親(保護者)は、こどもの
はったつ おう
発達に応じて、適切な指導
をします。くに
国は、
おや し どう
親の指導を尊重
そんちよう
します。



だい じょう
第6条

い けんり
生きる権利・
そだ けんり
育つ権利

すべてのこどもは、生きる
けんり そだ けんり
権利・育つ権利をもって
います。



だい じょう
第7条

な まえ こく せき
名前・国籍を
けんり
もつ権利

こどもは、生まれたらすぐに
とう ろく しゅっしょうとどけ
登録(出生届など)されなけ
ればなりません。こどもは、
な まえ こく せき
名前や国籍をもち、できる
かぎりおや し
おや そだ
かぎり親を知り、親に育てて
もらうけんり
権利をもっています。



だい じょう
第8条

なまえ こくせき かぞくかんけい まも けんり
名前・国籍・家族関係が守られる権利

くに は、こどもが、なまえ や 国 籍、かぞく の 関 係 など、じぶん が じぶん で
あることを示すものをむやみにうばわれる
ことのないようにまも 守らなくてはなりません。



だい じょう
第9条

おや ひ はな けんり
親と引き離されない権利

こどもには、おや と ひ はな けんり
親と引き離されない権利
があります。こどもにもっともよいとい
う理由から引き離されることも認めら
れますが、その場合は、おや と あ れん
絡したりすることができます。



だい じょう
第10条

べつべつ くに おや あ けんり
別々の国にいる親と会える権利

くに は、べつべつ の くに に おや と こどもが あ っ たり、いっしょ
に くら したり
するために、くに を 出 入 り でき る よう 配 慮 し
ます。おや が ち が う くに に 住 ん で い て も、こど
も は おや と れん ら く
絡をとることができます。



だい じょう
第11条

くに つ けん り
よその国に連れさられない権利

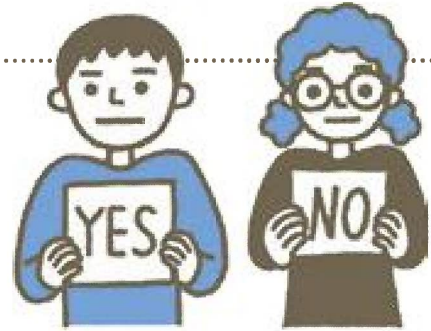
くに くに そと つ じ ぶん
国は、こどもが国の外へ連れされたり、自分
の国にもどれなくなったりしないようにします。



だい じょう
第12条

い けん あらわ けん り
意見を表す権利

こどもは、自分に関係のあること
について自由に自分の意見を表す権利
をもっています。その意見は、こども
の発達に^{はったつ}応じて、じゅうぶん^{おう}考慮^{こうりよ}されなければなりません。



だい じょう
第13条

ひょうげん じ ゆう
表現の自由

こどもは、自由な方法でいろ
いろな情報や^{じょうほう}かんが^{かんが}え^{つた}を伝える
権利、知る権利をもっていま
す。



だい じょう
第14条

し そう りょうしん
思想・良心・
しゅうきょう じ ゆう
宗教の自由

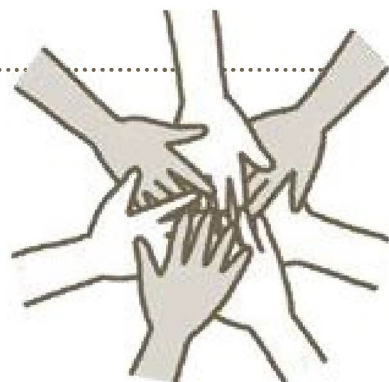
こどもは、思想・良心・
しゅうきょう じ ゆう
宗教の自由についての
けん り
権利をもっています。



だい じょう
第15条

けっしや しゅうかい じゆう
結社・集会の自由

こどもは、ほかの人ひとびとと一緒にいっしょだんたい
をつくったり、しゅうかいおこな
う権利けんり
をもっています。



だい じょう
第16条

めいよ ほご
プライバシー・名誉の保護

こどもは、じぶんかぞくす
でん
話わ
やメールなどのプライバシーがまも
られます。
また、たにんほこぎず
けんり
他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。



だい じょう
第17条

てきせつ じょうほう にゆうしゆ
適切な情報の入手

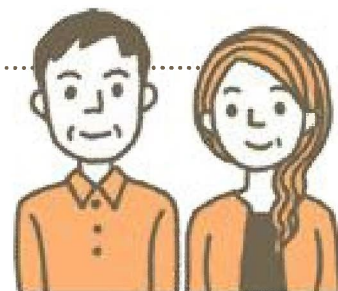
こどもは、じぶんせいちょうやくだ
おお
じょうほう
てい
けんり
をもっています。国は、ほんほんしんぶん
で、こどものためになるじょうほうおお
てい
ぎょう
供されるようにすすめ、こどもによくない
じょうほう
まも
情報からこどもを守らなければなりません。



だい じょう
第18条

よう いく おや せき にん
こどもの養育はまず親に責任

こどもを育てる責任は、まずその両親(保護者)にあります。国はその手助けをします。



だい じょう
第19条

ぼうりよく ほ ご
あらゆる暴力からの保護

どんなかたちであれ、こどもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国はこどもを守らなければなりません。



だい じょう
第20条

か てい うば ほ ご
家庭を奪われたこどもの保護

家庭を奪われたこどもや、その家庭環境にとどまることがこどもにとってよくないと判断され、家庭にすることができなくなったこどもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。



だい じょう
第21条

よう し えん ぐみ
養子縁組

こどもを養子にする場合には、そのこども
にとって、もっともよいことを考え、そのこ
どもや新しい親(保護者)のことなどをしっ
かり調べたうえで、国や公の機関だけが養
子縁組を認めることができます。



だい じょう
第22条

なん じん
難民のこども

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民
となったこどもは、のがれた先の国で守られ、
援助を受けられます。



だい じょう
第23条

しょう
障がいのあるこども

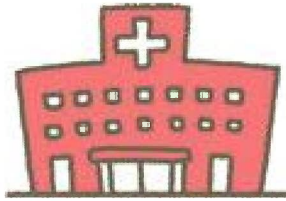
心やからだに障がいがあるこどもは、尊厳
が守られ、自立し、社会に参加しながら生
活できるよう、教育や訓練、保健サービス
などを受け権利をもっています。



だい じょう
第24条

けんこう いりょう
健康・医療
けんり
への権利

こどもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。



だい じょう
第25条

し せつ はい
施設に入っているこども

施設に入っているこどもは、その扱いがそのこどもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。



だい じょう
第26条

しゃ かい ほ しょう う けんり
社会保障を受ける権利

こどもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。



だい じょう
第27条

せい かつ すいじゆん かく ほ
生活水準の確保

こどもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。



だい じやう
第28条

きやういく う けんり
教育を受ける権利



こどもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべてのこどもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、こどもの尊厳が守られるという考えかたからはずれるものであってはなりません。

だい じやう
第29条

きやういく もくてき
教育の目的

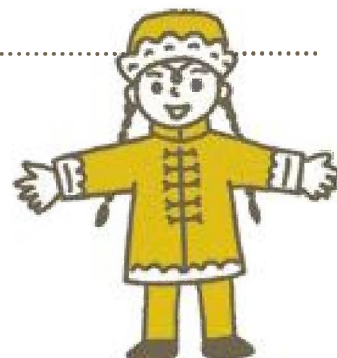
教育は、こどもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。



だい じやう
第30条

しやうすう みんぞく せんじゆうみん
少数民族・先住民のこども

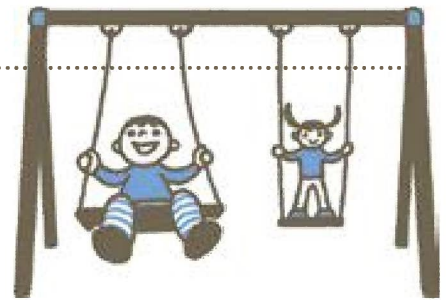
少数民族のこどもや、もともとその土地に住んでいる人びとのこどもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。



だい じょう
第31条

やす あそ けんり
休み、遊ぶ権利

こどもは、休んだり、遊んだり、文化芸術
活動に参加したりする権利をもっています。



だい じょう
第32条

けいざい てきさくしゅ ゆうがい ろうどう ほご
経済的搾取・有害な労働からの保護

こどもは、むりやり働かされたり、そのために教育を
受けられなくなったり、心やからだによくない仕事
をさせられたりしないように守られる権利をもっています。



だい じょう
第33条

まやく かく ざい
麻薬・覚せい剤
などからの保護

国は、こどもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。



だい じょう
第34条

せい てき さく しゅ
性的搾取
からの保護

国は、こどもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。



だい じょう
第35条

ゆうかい ばいばい ほご
誘拐・売買からの保護

くに
国は、こどもが誘拐されたり、売
か
買いされたりすることのないように
まも
守らなければなりません。



だい じょう
第36条

さくしゆ ほご
あらゆる搾取からの保護

くに
国は、どんなかたちでも、こどもの
しあわ
幸せをうばって利益を得るようなこ
とからこどもをまも
守らなければなりません。



だい じょう
第37条

ごうもん しけい きんし
拷問・死刑の禁止

どんなこどもにたい
対しても、拷問や人間的で
ないなどの扱いはしてはなりません。また、
こどもをしけい
死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れ
たりすることはゆる
許されません。もし、つみ
罪をおか
犯してたいほ
されても、そんげん
尊厳がまも
守られねん
年れい
にあったあつか
扱いを受
けるけんり
権利をもち
ています。



だい じょう
第38条

せん そう
戦争からの
ほ ご
保護

くに は、15さい にならないこどもを、ぐん たい さん か 軍隊に参加させないようにします。また、せん そう 戦争にまきこまれたこどもをまも るために、できることはすべてしな ければなり ません。



だい じょう
第39条

ひ がい
被害にあった
こどもの回復
しゃ かい ふっ き
と社会復帰

ぎやく たい にん げん てき あつか 虐待、人間的でない扱い、せん そう ひ がい 戦争などの被害にあったこどもは、こころ 心やからだの傷をなおし、しゃ かい 社会にもどれるようにし えん 支援を受けることができま す。



だい じょう
第40条

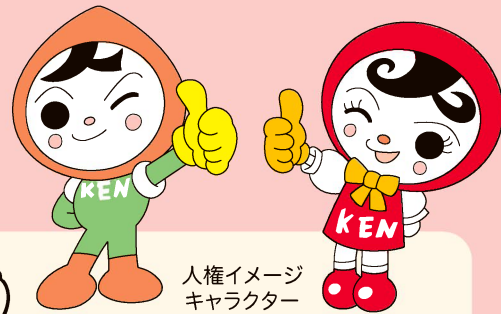
かん し ほう
こどもに関する司法

つみ おか 罪を犯したとされたこどもは、ほかの人じん けん たい せつ まな しゃ かい の人権の大切さを学び、社会にもどったときじ ぶん じ しん やく わり 役割をしっかりと果たせるよ うになることをかん が あつか けん り 考えて、扱われる権利をもっています。



※こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)の全文は、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>で読むことができます。

ひとりで悩まないで 相談してみよう



人権イメージ
キャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

でんわ そうだん
電話で相談

こどもの人権 110番

0120-007-110

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>



24時間子供 SOS ダイヤル (文部科学省所管)

0120-0-78310

<https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>



メールで相談

こどもの人権 SOS-eメール

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html



SNS (LINE) で相談

SNS人権相談

検索 | D: @snsjinkensoudan

友だち追加はこちらから▶



https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html

※相談を受け付けていない地域もあります (2023 (令和5) 年3月時点)。詳しくはこちらから▶

手紙 (ミニレター) で相談

こどもの人権 SOSミニレター

相談の内容を書いて郵便ポストに入れてください。
切手はいりません。

▶一年に一回、全国の小中学生
全員に配られます。



企画 法務省人権擁護局／全国人権擁護委員連合会

ホームページ <https://www.moj.go.jp/JINKEN/>

制作 公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階
TEL 03-5777-1802 FAX 03-5777-1803
ホームページ <http://www.jinken.or.jp>



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

2023 (令和5) 年3月発行